

議事要旨(5)実務対応報告「厚生年金基金に係る交付金の会計処理に関する実務上の取扱い(案)」について

西川副委員長及び秋葉統括研究員より、「厚生年金基金に係る交付金の会計処理に関する実務上の取扱い(案)」に基づき、次の1及び2の説明がなされ、これに対する委員等からの質疑応答が行われた。

1. 実務対応報告本文について

実務対応報告本文については、公開草案時点からほとんど修正はない。

2. 「(参考) 検討にあたって」について

前回の委員会及び専門委員会での審議を反映するための修正を行った。

主な修正点は次のとおりである。

- ・ 従来、「給付上のリスク」としていたものを「数理上のリスク」としたこと
- ・ 今回の法改正において、交付金の受領に関することに加え、最低責任準備金の算定方法がいわゆるコロガシ計算によることが恒久化されたことを明記したこと
- ・ 代行部分に関して政府(厚生年金本体)からの借入金と考える見方についても、最低責任準備金の算定方法がいわゆるコロガシ計算によることが恒久化されたことから、代行部分に関する債務を国から資金を預かり返還する義務を負う性格を有するものと考えられることを明記したこと

3. 質疑応答

委員等から指摘事項や質問事項は、次のようなものがあった。

- ・ 今回の法改正によって企業・年金基金に、最低責任準備金を上回る財源調達義務はなくなった。交付金というキャッシュ・インフローが生ずることとなった影響を、適切に反映すべきなのではないか。交付金の支払が不確実との意見もあったが、法改正の趣旨をよく理解する必要がある。
 - 事務局側から、例えば、リスクの有無については、数理上のリスクは無いが、資産の運用リスクは残っているため、後者にウェイトを置けば、現在の退職給付会計基準を変更すべきことにはならないという考え方になるなど、事実関係の認識が同じであっても両者の結論が異なっている旨の説明がなされた。
- ・ 資産の運用リスクもなければ、確定拠出型への移行と同じものであり、問題は生ずることはないが、運用リスクがあればこそ、最低責任準備金を負債として考える必要があるのではないか。
- ・ 事実関係の認識は相当共有しているが、同じ事実認識であっても、財政計算上の資産や負債の認識の考え方が会計上のものと異なることにより、この溝はこれ以上埋まらないのではないか。
- ・ 同じ事実認識であれば、最低責任準備金を上回るリスクはないということであるのに、最低責任準備金を上回る負債をなぜ計上する必要性が生じるのか。
 - できるだけ議論をつくしたいが、いつまでも長引かせることはできないので、考慮すべき点を事務局で整理した上で先に進みたい。

以 上